

令和2年度ばい煙発生施設影響評価 検討会（第1回） 議事録

【日時】令和3年2月1日（月）10:00～12:00

【会場】web会議 ※YouTubeの「環境省大気環境課公式チャンネル」からライブ発信

【出席者】（五十音順）◎座長

井上 謙 一般社団法人日本産業機械工業会 産業機械第一部 兼 技術部 部長

◎大原 利真 国立環境研究所 企画部 フェロー

小野田 弘士 早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授

須藤 浩人 一般社団法人日本ボイラ協会 技術普及部 調査役

内藤 義和 東京都環境局環境改善部大気保全課 課長

成瀬 一郎 一般社団法人日本燃焼学会 理事

（名古屋大学未来材料・システム研究所 システム創成部門 教授）

環境省 大気環境課 長坂課長、山崎課長補佐、石山課長補佐、藤沢係長

事務局 日本環境衛生センター 村岡、長谷川、高橋

【議事次第】

1 開会

2 議題

(1) ばい煙発生施設影響評価検討会設置について

(2) 大気汚染防止法におけるボイラー規制の状況等について

(3) その他

3 閉会

【議事概要】

議題1 ばい煙発生施設影響評価検討会設置について

資料1について環境省から説明。案のとおり了承。

議題2 大気汚染防止法におけるボイラーに係る規制の状況等について

資料2について事務局から説明があり、その後下記のと通りの議論があった。

小野田委員 産業界等からの要望は、バイオマスボイラーに限定したものなのか。また、自治体アンケートはどのようなことを聞いたのか。

石山補佐 木質バイオマスボイラー関係団体からの要望に端を発しているが、ボイラー全体の規制要件について議論いただきたい。

藤沢係長 アンケートでは、自治体に届出データを提供いただいた。具体的には、伝熱面積、燃料の燃焼能力、燃料の種類、燃料の使用量、最大排ガス量、ばい煙の最大濃度等である。

内藤委員 参考資料3によると内閣府のタスクフォースはバイオマスボイラーの規制の見直しを要望しているのに対し、今回の検討会ではボイラー全般における伝熱面積の規模要件を緩和するとしており、バイオマスボイラー以外のボイラーについても伝熱面積の要件を撤廃する理由を確認させていただきたい。

石山補佐 大気汚染防止法の規制は、燃料の種類によらず一律で規模要件が決められている。その点からまずは一律で規模要件の緩和ができないか議論をお願いしたい。

内藤委員 バイオマスボイラー限定であれば、地球温暖化対策として再生可能エネルギー率を上

げるという意味においても、大いに議論する価値はあると考えている。自治体としては大気汚染防止法の規制を基に条例で規制を設けており、その点を考慮し、検討していただきたい。

長坂課長 規制の体系は基本的には燃料種にかかわらず同じ要件である。これは環境への影響は排出ガス量に比例するという考え方に基づくものであり、燃料種によって不公平が生じることは法規制という観点からはよくない。このため今回は、そもそも伝熱面積が排出ガス量と相関しているのかを再度検討し、公正な規制になるよう施設全体についてご検討いただきたい。

内藤委員 地球温暖化の問題を考えると燃料種が化石燃料なのか、生物資源由来なのかは重要であり、燃料によって規制を変えることも一定の合理性があると思う。

成瀬委員 4つ質問と意見がある。①ボイラーが規制対象となった場合、どのような規制がかかるのか。②伝熱面積の規模要件を撤廃した場合、対象外となる数はどれくらいか。③排ガス量は燃焼能力とは相関があるが、伝熱面積とはないのでは。④バーナーを持たないボイラーもあり、燃料供給量を指標にすれば共通性が生まれてくるのでは。

石山補佐 ①主なものは、都道府県等への設置届出、排ガス基準遵守、自主測定実施である。②（集計中のものであるが）資料2表1の全体の合計85,912施設のうち、伝熱面積の要件をなくした場合は、表2の50L/h未満の11,079施設が規制対象外となる。③④ご意見を踏まえて、検討会内で議論いただきたい。

須藤委員 ボイラーには蒸気ボイラー、温水機など様々あるがそれらを含めた数字か。

藤沢係長 大気汚染防止法の届出対象のボイラーで、伝熱面積が10㎡以上、または燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h以上のいずれかの要件を満たしたものの数である。

須藤委員 排ガス量は燃焼能力に相関があり、伝熱面積と相関がなしという意見に賛成する。

大原座長 今後の検討課題に挙げられており、今後、相関解析とその解釈を進めていただきたい。

井上委員 バイオマスといっても汚泥など質の悪い燃料もあり、木質以外は調査しないのか。

藤沢係長 今回の検討会ではすべてのボイラーの規模要件等についてご議論いただきたい。

井上委員 木質バイオマス以外のバイオマスについてはデータを取られているのか。

石山補佐 検討はすべてのボイラーを対象とするが、木質バイオマスのみやその他のバイオマスボイラーについて算出することは可能。

成瀬委員 PKS（パーム椰子殻）はバイオマス燃料に入っているのか。

石山補佐 木質に入ると考えるがデータを精査し、木質バイオマス限定の数を出すことは可能。

内藤委員 都内の影響について紹介したい。都内の伝熱面積が10㎡以上のボイラー数は約5,000基、伝熱面積の規模要件を撤廃すれば約半分の2,500基が規制対象から外れることになる。規制対象ボイラーに対し現状では条例で上乘せ基準を設定し、小型ボイラーには、条例で低NOxのものを設置するよう努力義務を設定している。また、事業者の取組を促すため、都独自の低NOx・低CO₂小型燃焼機器認定制度を創設し、低NOxの小型燃焼機器の普及が進むように取り組んできた。このような事業者の協力で大気環境は改善しているため、規制緩和は自治体の取組みに大きな影響を与えることになることをご理解いただきたい。

大原座長 自治体の大気環境行政への影響も十分に考慮し、以降の検討会で、議論を進めさせていただく。

小野田委員 2つ質問したい。①「規模要件（伝熱面積に係る要件に限る。）」のカッコ内の意味は。②自治体が見直し懸念、苦情もあるとのことだが、木質バイオマスに関する苦情の情報は得ているか。

藤沢係長 ①規模要件のうち伝熱面積の部分のみを示している。②木質バイオマスに限った集計は可能である。

小野田委員 ①伝熱面積のみではなく、燃焼能力に係る要件も示した方がフェアな議論ができるのでは。②集計ができるのであればやっていただいた方がよい。

藤沢係長 燃料に係る届出情報は細分化されたものがあるので、集計方法を検討したい。

内藤委員 バイオマスボイラーに限り伝熱面積の要件を撤廃した場合、都内では公衆浴場、銭湯のボイラーの多くが規制対象外となる。それらから黒煙や悪臭等の苦情が発生しているが解体現場の合板など不適切なものを燃料としているケースが多い。これらについては、公害担当と廃棄物担当が連携して対応・指導しており、バイオマスボイラーに限定した規制緩和であれば同様に対応可能と考えられる。よって、バイオマスボイラーに限定して議論してほしい。

成瀬委員 燃料なのか廃棄物なのかという視点も重要であり、踏み込んだデータがあるとよい。

大原座長 議論を通していくつか論点が提示された。資料2の今後の検討課題にもあるが、①排ガス量と伝熱面積の関係性があるのか、規制の指標として伝熱面積が的確なのかを見極めること。②伝熱面積に係る規制を撤廃した場合、環境負荷がどのくらい変わるのか。③規制緩和により、自治体の取組にどの程度の影響が考えられるのか。

このような論点を踏まえ、必要な情報を事務局が用意し、第2回検討会で委員にはご審議いただく。

議題3 その他

今後のスケジュールについて資料3に基づき事務局から説明があった。意見、異議はなし。